

S N S を活用した若年者向け相談業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、仙台市が実施する S N S を活用した若年者向け相談業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 業務の名称及び概要

(1) 業務委託件名

S N S を活用した若年者向け相談業務

(2) 業務内容（詳細は S N S を活用した若年者向け相談業務仕様書案を参照）

- ア 委託業務時間内の S N S 相談
- イ S N S 相談内容の記録及び報告業務
- ウ 緊急対応が必要な相談内容の連絡業務
- エ その他必要と認められる業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

ア 開設準備期間 契約締結の日から令和 2 年 2 月 29 日（土）まで

イ 運用期間 令和 2 年 3 月 1 日（日）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 業務委託予定金額（上限額）

金 5, 3 9 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当

仙台市健康福祉局障害福祉部障害者支援課障害保健係 S N S を活用した若年者向け相談業務担当

所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号

電 話：022-214-8165

F A X：022-223-3573

電子メールアドレス：fuk005040@city.sendai.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、民間企業、N P O 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって次の（1）から（5）のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有する者。
- (2) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている者または次のア～カをすべて満たす者。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始前の申立中または更生手続き中ではない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立中または再生手続き中でない者
 - エ 有資格者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名

の停止を受けていない者

オ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当しない者

カ 仙台市税を滞納していない者

- (3) 本件と同種の業務又は電子メール、チャット、SNS等を活用した相談対応業務を実施した実績を有する者。
- (4) 仙台市個人情報セキュリティ研修を受講している者（未受講の者にあつては、令和元年12月25日（水）に受講する者）。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマーク制度の認定を有すること及び情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001」の認証を取得している者。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を予定する場合は「参加表明書（様式第1号）」を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年12月4日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
 - ・「参加表明書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、FAX又は電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールによる提出の場合には、電子メールの件名の最初に「SNSを活用した若年者向け相談業務への参加表明」と明記すること。
 - ・参加表明書を提出した際には、必ず電話で障害者支援課に着信の確認をすること。
- (3) 提出先 「2業務の名称及び概要（5）担当」のとおり。

5 質問受付及び回答

- (1) 受付期限 令和元年12月4日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 受付方法
 - ・本プロポーザルに関する質問を、「質問書（様式第2号）」へ記入のうえ、FAX又は電子メールにより提出すること。電話、持参、口頭等による質問は受け付けない。
 - ・電子メールによる提出の場合には、電子メールの件名の最初に「SNSを活用した若年者向け相談業務への質問」と明記すること。
 - ・質問を提出した際には、必ず電話で障害者支援課に着信の確認をすること。
- (3) 提出先 「2業務の名称及び概要（5）担当」のとおり。
- (4) 回答方法
 - ・令和元年12月6日（金）までに、質問者に個別に回答するほか、必要に応じて市ホームページに回答を掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和元年12月17日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

次の書類をセットにして提出すること。

① 必須書類

ア 企画提案書(様式は任意) (15部)

別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に次の(ア)～(ク)について記載すること。

(ア) 提案の基本的な考え方

本業務の実施に関する基本的な考え方について記載

(イ) 業務実施体制

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制、実施場所、システムなどを記載

(ウ) 相談対応の方法

相談対応の流れ、相談内容に応じて、実際の相談窓口につなげるための工夫、複数の相談があった場合の対応について記載

(エ) 緊急事案及びトラブルへの対応

想定されるリスク及び緊急事態に対応するための体制等を記載

(オ) 相談対応に当たる相談員の研修計画

SNSを活用した相談技法の向上を図るための研修計画を記載

(カ) 報告書

相談の結果を集計した報告書の様式、内容等を記載

(キ) 業務スケジュール

事業の実施に向けた業務スケジュールについて記載

(ク) その他、新たな提案に関すること

業務の実施にあたり実績ほか、独自の提案があれば記載

イ 概算見積書(様式は任意) (15部)

別紙仕様書を踏まえ、委託料に係るすべての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を記載。

ウ 受託事業実績調書(様式第3号)

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)認定によるプライバシーマークを付与されたことを証する書類

オ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001」の認証を取得したことを証する書類

② 仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合に提出する書類

ア 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

イ 市税納付状況確認同意書(様式第5号)

※上記イを提出しない場合には、本市区役所税務会計課または総合支所税務住民課において、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受け、原本(令和元年11月1日以降に交付を受けたものに限る)を1部提出すること。

(3) 提出方法 直接持参又は郵送・宅配

- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛に連絡すること。
- ・郵送・宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(4) 提出先 「2 業務の名称及び概要 (5) 担当」のとおり。

(5) 提出に係る留意点

① 全般的な事項について

- ・作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- ・提出期限後の提出及び再提出、追加資料の提出は認めない。
- ・提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・提出された提案書等は返却しない。
- ・提案書等に使用する言語は日本語とする。

② 提案書について

- ・様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）、原則両面印刷で作成すること（A3判の折り込みは可とする）。
- ・フォントの指定はしないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則10ポイント以上で作成すること（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）。
- ・ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

③ 概算見積書について

- ・様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で見積もり、積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと（消費税及び地方消費税を含む）。

(6) 審査結果通知

- ・企画提案書等の受付後、本市において参加資格の審査を行い、結果を12月20日（金）までに参加表明書記載の担当者あてに通知する。

7 受託候補者の選定について

本要項3の参加資格を満たす者から、以下により、受託候補者を選定する。

(1) 審査

受託候補者の選定を目的として設置したSNSを活用した若年者向け相談業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、以下の審査基準を基にしたプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(2) 審査項目（詳細は別紙SNSを活用した若年者向け相談業務委託審査基準を参照）及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

- ① 事業の趣旨、目的に合った効果的な企画であるか。（40点）
- ② 業務を円滑に実施することができる体制となっているか。（20点）

- ③ 事業の実施に向けた業務スケジュールは適切か。(20点)
- ④ 個人情報の取扱いは適切に管理されているか。(10点)
- ⑤ 見積金額は企画提案内容に対して適切か。(10点)

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 実施日時 令和元年12月24日(火) 午前10時から※後日個別に連絡
- ② 実施場所 仙台市役所本庁舎会議室 ※後日個別に連絡
- ③ 内容

本要項6で提出した企画提案書をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明を行うこと。

④ 出席者

1社当たり3名以内とし、可能な限り本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

⑤ 審査

提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングに基づき選定委員会において審査し、全委員の評価点の合計が360点以上の者で、評価点の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、「SNSを活用した若年者向け相談業務委託審査基準」の審査項目①の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。

⑥ その他

ア プレゼンテーションは、企画書を提出された順番で実施する。

イ プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1社当たり25分程度(説明15分、質疑応答10分)とする。

ウ プレゼンテーション出席者は、1社当たり3名までとする。

エ プロジェクターを用意するので必要に応じ使用すること。

オ 面接審査の実施時間、会場など詳細については、参加表明書に記載の担当者メールアドレス宛てに通知する。

(4) 受託候補者の決定通知

選定結果についてすべての提出者に対して書面にて通知する(令和元年12月25日(水)を予定)。

8 契約

採用事業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する可能性がある。

9 その他留意事項

(1) 提出する案は、参加事業者1社につき1案とする。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。

①所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。

(4) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。(様式は任意)

- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

10 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 質問書及び参加表明書受付期限 | 令和元年12月4日(水)午後5時 |
| (2) 質問の回答期限 | 令和元年12月6日(金) |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和元年12月17日(火)午後5時 |
| (4) 参加資格審査結果通知期限 | 令和元年12月20日(金)まで |
| (5) プレゼンテーション | 令和元年12月24日(火)午前10時00分から |
| (6) 審査結果通知 | 令和元年12月25日(水)予定 |